



# ジョブ・カードだより



## ◇「ジョブ・カード」とは◇

そもそも「ジョブ・カード」とは何か？というご質問をよく受けます。そこで今回は敢えてその「ジョブ・カード」についてご説明したいと思います。

「ジョブ・カード」とは、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明などに活用するツールです。

- ①様式 1-1 キャリアプランシート
- ②様式 2 職務経歴シート
- ③様式 3-1 職業能力証明（免許・資格）
- ④様式 3-2 職業能力証明（学歴・訓練歴）

この4つから成り立つシートです。

（基本的に本人が記入・管理します。）

特に①のキャリアプランシートでは、通常の履歴書などにはない求職者の価値観や興味関心事項、強みや今後の目標等が記入されていますので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業レベルなどを客観的に判断できます。

この「ジョブ・カード」を活用して国の助成金制度が受けられます。それが当サポートセンターで扱っている【**有期実習型訓練**】です。

## ◇【有期実習型訓練】とは◇

「ジョブ・カード」を活用した Off-JT（座学）と OJT（実習）を効果的に組み合わせた 3 ヶ月以上 6 ヶ月以内の職業訓練です。

- ・基本型（新たに雇う場合）
- ・キャリアアップ型（すでに雇われている有期

雇用労働者を正規雇用化する場合）の2種類があります。

Off-JT の講師は訓練する分野の職業経験が10年以上ある従業員が社内講師として指導できますので、その場合外部講師に委託しなくても構いません。

但し、全ての企業・有期雇用労働者がこの助成金に該当するわけではありません。

まずは以下のチェックポイントをご確認ください。

### ～事業主の要件～

- 雇用保険適用事業所であるか
- 過去6ヶ月以内に解雇、事業主都合による離職者を出していないか
- 正社員に登用することを訓練の目的としているか
- 常用労働者は2人以上いるなど、指導する体制が整っているか
- Off-JT の場所は確保してあるか
- Off-JT の内容はきちんと見込んでいるか
- Off-JT の社内講師は10年以上の経験があるか

### ～訓練生の要件～

- 有期雇用契約者（非正規社員）であるか
- 有期実習型訓練終了後に正社員として転換されることを希望しているか
- 訓練分野において過去5年以内に3年以上通算して正社員として働いたことのない方か
- 過去10年以内に、同一企業で6年以上継続

- して正社員として働いたことのない方が  
 公共職業訓練、求職者支援訓練等、他の事業主が実施した職業訓練終了後6ヶ月以上経過している方が  
 (基本型) 正社員求人に応募してきた方が  
 事業主の三親等以外の方が

### ◇有期実習型訓練に関する支給申請期間の取り扱いについて◇

有期実習型訓練に関する支給申請期間が改正され、職業訓練実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内となります。これは、たとえば訓練途中で訓練受講者が退職したことを理由に訓練が中止となった場合などに関係します。以前は、当初計画期間が終了しないと支給申請できず、訓練が中止になっている場合でも支給申請ができませんでしたが、今回の改正では、職業訓練が終了した日の翌日から支給申請の手続きを進めることができるようになりました。

※「有期実習型訓練」に関するお問い合わせは宮城労働局訓練室助成金担当又は当サポートセンターまでお尋ねください。

### ◇ジョブ・カード制度普及説明会について◇

当サポートセンターでは『平成30年度ジョブ・カード制度普及説明会(後期分)』の開催を計画しています。詳細については現在、関係機関と調整を進めているところですが、開催が正式決定いたしましたら、気仙沼商工会議所のホームページなどで周知を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。



### ◇編集後記◇

今年の夏は、猛暑、西日本豪雨、台風21号、そして北海道を震源とする地震と、次々に天災が発生し、地域経済や私たちの暮らしを脅かす場面やこれまでにないくらい増えている気がして、自然の脅威を感じずにはいられません。私たちに一体なにができるのか、日頃からどう備えていくべきなのか、これまで以上に真剣に考えないといけないような気持ちに強くさせられます。食料品や水の備蓄に始まり、非常時用の懐中電灯やラジオ、携帯電話用の予備バッテリーなどに至るまで、常日頃から備えを定期的に点検し、保管場所なども家族で確認し、共有しておくことも、非常時における大切な備えのひとつなのかもしれません。(岐阜県地域ジョブ・カードサポートセンター 松本【美濃加茂CCI】)



絵手紙「三毛猫」「洋梨」：大坂裕子

※関連 HP の URL

- ・「ジョブ・カード制度総合サイト」  
<https://jobcard.mhlw.go.jp/>
- ・「企業のためのジョブ・カード制度」  
<https://www.jc-center.jp/>

ジョブ・カードだよりに関するご意見やご要望につきましては、下記までご連絡ください。

第8号 2018年10月1日(秋冬号)発行  
 発行元 宮城県地域ジョブ・カードサポートセンター  
 (気仙沼商工会議所)  
 気仙沼市八日町2-1-11  
 TEL 0226(24)4961  
 FAX 0226(24)4962  
 WEB <http://www.kesennuma.or.jp/>  
 (本紙の無断転載を禁ず)